

議案第14号

入間市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和2年2月18日提出

入間市長 田中龍夫

提 案 理 由

行財政運営の適正化を図るため、敬老祝金の額等を見直したいので、この案を提出するものである。

入間市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例

入間市敬老祝金支給条例（平成12年条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

入間市敬老祝金等支給条例

第1条中「敬老祝金」の次に「又は敬老祝品（以下「敬老祝金等」という。）」を加える。

第2条中「敬老祝金」を「敬老祝金等」に改める。

第3条の見出しを「(敬老祝金等の内容)」に改め、同条中「敬老祝金の額」を「敬老祝金等」に、「5,000円」を「祝品」に、「10,000円」を「5,000円」に、「20,000円」を「10,000円」に改める。

第4条（見出しを含む。）及び第5条中「敬老祝金」を「敬老祝金等」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。